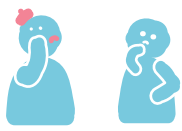


これって大丈夫？

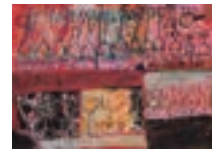
こんなときどうする？



障がいのある人の表現活動

著作権に関する

クイズで学ぶ 法律知識



オリジナル作品
by 阿部美幸
(工房集)



Tシャツを作りたい！
本人の許可は？？

○× クイズでたのしく学ぼう



ほかの人がかいた絵を
マネして同じ絵をかいても平気？ など

会場

埼玉県障害者交流センター
第1・2会議室 or オンライン

※ZOOMを使用します

埼玉県さいたま市浦和区大原3-10-1

対象者

どなたでも

障害者施設関係者から福祉商品に
興味のある方まで広く募集します！

※参加にあたって特別な配慮が必要な方は2週間前（6月4日頃）までにお知らせください。

参加費

無料

申込〆切：5月29日(金)まで

Google アンケートフォームに必要事項をご記入ください

お申し込み方法

<https://forms.gle/K1LaXdbCxxgfsTHS9>

開催日時

2026年

6月18日

木

14:00-16:00

お申し込みは
こちらから



近年、障害のある方々の表現活動がさまざまな場面で注目を集めるようになっていきます。彼らの自由で常識にとらわれない発想や表現は、展覧会をはじめ、企業の広告や商品のプロモーションなど、社会で活躍する場面が増えてきました。その一方で、多くの人々の目に触れる機会や契約を交わす場面では、注意すべきルールも存在します。

同様に、福祉施設で製作されるグッズについても、安心して販売を行うためには、基本的な法律知識を知っておくことが重要です。本研修では、法律の専門家であり、障害のある方々の芸術活動支援にも携わっている弁護士の岩本憲武さんが講師を務めます。施設の職員が、障害のある方々の活動を守りつつ、商品の製作や販売に関わる著作権や契約に関する基本的な法律知識を、クイズ形式でわかりやすく解説します。

せっかく素晴らしい作品が生まれても、トラブルに見舞われてしまつては残念です。

「転ばぬ先の杖」として、この機会に皆で楽しく学び合ひましょう。

アクセス

JRさいたま新都心駅から無料送迎バスが運行されています。
詳細は、埼玉県障害者交流センターホームページをご覧ください。

※介助が必要な方は支援者の同行にご協力をお願いします。

お問合せ

埼玉県障害者芸術文化活動支援センター
アートセンター集
(運営：社会福祉法人みぬま福祉会)



<https://artcenter-syuu.com/> TEL 048(290)7355

ご質問・ご相談

お申込みの際に、講師へのご質問・
お悩み相談をフォームから受け付けて
ています。

相談例

- キャラクター入りの布地を購入して作ったポーチ、販売可能？
- AIをつかってつくった作品は、展示しても怒られない？ などなど…



講師

弁護士
岩本 憲武
(いわもと・けんぶ)

岩本法律事務所（埼玉県川口市）所属。
個人や法人の民事事件の代理人や、刑事事件・少年事件の弁護士としての活動を中心としている。また、埼玉県障害者芸術文化活動支援センター「アートセンター集」の協力委員として障害のある方の芸術活動を支援し、障害者アートと著作権に関する研修の講師を多く担当している。

